さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

第16回
定時株主総会招集ご通知

開催日時　2020年６月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所　東京都新宿区西新宿二丁目２番１号
京王プラザホテル 本館５階
「コンコードボールルーム」

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款の一部変更の件
第３号議案　監査等委員でない取締役９名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　監査等委員でない取締役の報酬等の額の設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件
第８号議案　監査等委員でない取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事前に議決権行使のうえ、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

株式会社 T&Dホールディングス

証券コード：8795

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第16回定時株主総会を６月25日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申しあげます。

グループ経営理念

Try & Discover（挑戦と発見）による
価値の創造を通じて、
人と社会に貢献するグループを目指します。

グループ経営ビジョン

お客さまからの視点

私たちは、最優の商品・サービスの提供により、
お客さま満足度のトップを目指します。

株主・投資家・市場からの視点

私たちは、成長に向けた新たな挑戦により、
安定的・持続的に企業価値を向上させ、
確固たる存在感のある保険グループを
目指します。

2020年６月

代表取締役社長　上原弘久



目　次

(頁)

第16回定時株主総会招集ご通知 …… 1

株主総会の開催概要及び議決権行使についてのご案内を記載しております。

株主総会参考書類（株主総会で決議いただく事項）

第１号議案　剰余金の処分の件 …… 6
第２号議案　定款の一部変更の件 …… 8
第３号議案　監査等委員でない取締役９名選任の件 …… 13
第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件 …… 19
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 …… 24
第６号議案　監査等委員でない取締役の報酬等の額の設定の件 …… 26
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件 …… 26
第８号議案　監査等委員でない取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 …… 27

事業報告書 …… 31

2019年度の取組み、今後の課題等をご説明しております。

計算書類等 …… 52

当社グループ及び当社単体の財務情報を記載しております。

・2019年度連結・単体貸借対照表
・2019年度連結・単体損益計算書

監査報告書 …… 56

会計監査人及び監査役会の監査結果を記載しております。

・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
・会計監査人の監査報告書 謄本
・監査役会の監査報告書 謄本

証券コード　8795
2020年６月10日

株主のみなさまへ

東京都中央区日本橋二丁目７番１号
株式会社 T&Dホールディングス
代表取締役社長　上　原　弘　久

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくこととといたしました。

株主のみなさまにおかれましては、外出自粛が要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご確認のうえ、「議決権行使についてのご案内」（４頁～５頁）に沿って、2020年６月24日（水曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都新宿区西新宿二丁目２番１号
京王プラザホテル　本館５階「コンコードボールルーム」

3. 株主総会の目的である事項

報告事項　1. 2019年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告書、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 2019年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款の一部変更の件

第３号議案　監査等委員でない取締役９名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第６号議案　監査等委員でない取締役の報酬等の額の設定の件

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件

第８号議案　監査等委員でない取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する株主さまへのお願い

- 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申しあげます。
- 会場受付付近で、株主さまのためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主さまは、マスクの持参・着用をお願い申しあげます）
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。（https://www.td-holdings.co.jp/）

◎お知らせ　本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。

①事業報告書の「５.新株予約権等に関する事項」及び「８.業務の適正を確保するための体制」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知の添付書類の事業報告書、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して、監査をした事業報告書、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

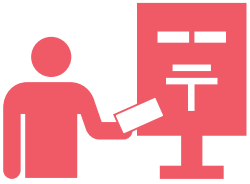
なお、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承願います。
また、本株主総会招集ご通知の英訳は、当社ウェブサイトでご覧いただけます。

当社ウェブサイト	https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/
同英訳(English)	https://www.td-holdings.co.jp/en/ir/stock/meeting/

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により事前に行使いただくことができます。
なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

▌書面の郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）に到着するようご返送ください。

議決権行使期限　**2020年６月24日（水曜日）午後５時到着**

▌インターネットによる議決権行使の場合



議決権行使サイト▶https://evote.tr.mufg.jp/ にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限　**2020年６月24日（水曜日）午後５時まで**

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使について」をご覧ください。 >>>

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、㈱東京証券取引所等により設立された㈱ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

>>> インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン・スマートフォン等から、当社の指定する**議決権行使サイト▶https://evote.tr.mufg.jp/** にアクセスしていただくことによって実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）

スマートフォンの場合　QRコードを読み取る方法

※QRコードは、㈱デンソーウェーブの登録商標です。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました!



議決権行使書副票（右側）

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、下記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

パソコンの場合　ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセスする

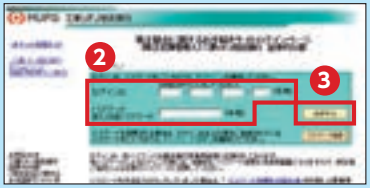
❶「次の画面へ」をクリック



2 ログインする

❷ お手元の**議決権行使書用紙の右下**に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

❸「ログイン」をクリック



3 パスワードを変更する

❹ 現在のパスワードと株主さまがご使用になる新しいパスワードをそれぞれ入力。

❺「送信」をクリック



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承願います。
- パソコン・スマートフォン等で、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）**0120-173-027**

（受付時間　午前９時～午後９時、通話料無料）

以　上

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

株主還元につきましては、当社及びグループ会社の経営の健全性維持に留意し、グループとして必要な内部留保を確保したうえで株主価値の向上に取り組み、安定的な利益配分を実施していくことを基本方針としております。

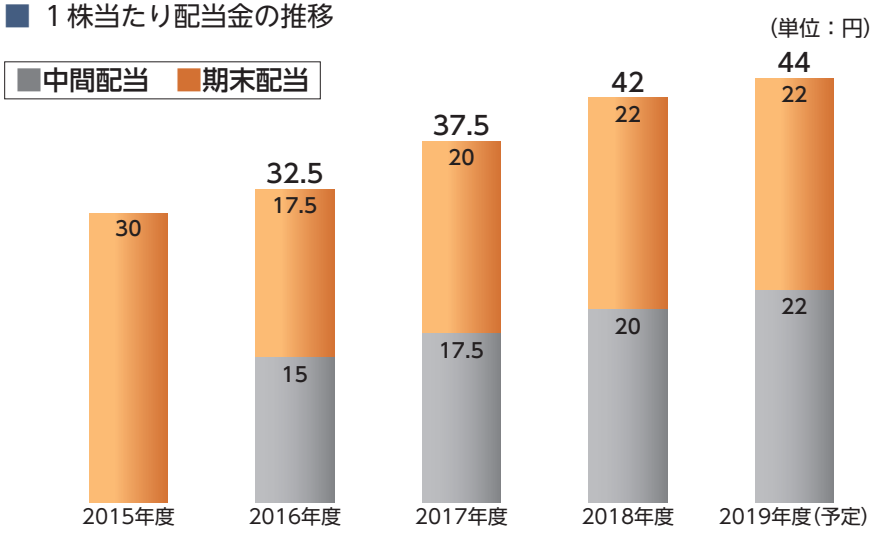
この方針に従い、当期の業績等を勘案し、期末配当につきましては、１株につき22円とさせていただきたいと存じます。中間配当として１株につき22円をお支払いしておりますので、2019年度の年間配当は１株につき44円となります。

これは、2018年度の年間配当である１株につき42円に比べ、２円の増配となります。

1. 配当財産の種類
   金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
   当社普通株式１株につき金22円、総額13,232,713,098円
3. 剰余金の配当がその効力を生ずる日
   2020年６月26日

＜ご参考＞

■ １株当たり配当金の推移



第２号議案から第８号議案に共通するご参考事項

本株主総会参考書類８頁から30頁までに記載の第２号議案から第８号議案の各議案は、監査等委員会設置会社移行に関連するものであります。これらの議案を上程するにあたり、監査等委員会設置会社へ移行する理由及び監査等委員会設置会社の特徴をご説明いたします。

◆監査等委員会設置会社への移行理由

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、従来よりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。今般、取締役会の経営機能（経営の方針・全体戦略の決定）及び監督機能の一層の強化並びに業務執行の機動性・効率性のさらなる向上を目的として、「監査等委員会設置会社」に移行するものであります。監査等委員会設置会社へ移行することにより、「経営・監督と業務執行の分離」を推進し、業務執行の機動性並びに全体戦略策定機能の向上を図り、グループ全体のコーポレート・ガバナンスを一層強化してまいります。

◆監査等委員会設置会社について

監査等委員会設置会社には、監査役・監査役会に代わり、３名以上の監査等委員である取締役で構成され、その過半数を社外取締役が占める監査等委員会が設置されます。監査等委員である取締役は、監査役とは異なり、取締役として取締役会における議決権を有するほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任や報酬について株主総会において意見を述べる権限を有します。これらの点から、監査等委員である取締役・監査等委員会による監督機能の強化が見込まれます。

また、監査等委員会設置会社においては、定款の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定についても取締役会から取締役へ委任することが可能です。これにより、執行と監督の分離を推進できることから、監督機能の一層の強化が可能になるとともに、業務執行の機動性・効率性向上が可能になると考えております。

第２号議案　定款の一部変更の件

１．提案の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

なお、本議案は、本株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

（１）監査等委員会設置会社への移行に関する変更

ア．監査等委員会設置会社へ移行するための規定を新設するものであります（変更案第４条）。

イ．監査等委員である取締役に関する規定を新設するものであります（変更案第18条第２項、第20条第２項）。

ウ．第５章の標題を「監査役および監査役会」から「監査等委員会」に改め、「監査役会」に関する規定を「監査等委員会」に関する規定に置き換えるものであります（変更案第29条）。また、会社法上常勤の監査等委員の選定は要求されておりませんが、当社は常勤の監査等委員を置くこととするためこれを明記するものであります（変更案第30条）。

エ．取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法第399条の13第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります（変更案第24条）。

オ．監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役に関する規定を削除するものであります（現行定款第23条第２項、第27条から第29条まで、第32条、及び第33条）。

カ．監査等委員会設置会社への移行に伴い、既定の条文にその他の所要の変更を行うものであります（変更案第18条第１項、第19条第１項、第20条第１項、第21条、第22条、第25条、及び第26条）。

キ．現行定款第33条の削除に伴い、附則を新設するものであります（変更案の附則）。

（２）前記（１）以外の変更

「指名・報酬委員会」について、位置づけを明確にするため、「指名・報酬委員会」に係る規定を新設するものであります（変更案第28条）。

（３）その他全般に関する変更

条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、項番号の新設を行うものです。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（機　　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （4）会計監査人	（機　　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査等委員会 ＜削　除＞ （3）会計監査人
（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は、12名以内とする。 ＜新　設＞	（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、９名以内とする。 ② 当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（取締役の選任） 第19条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　＜条文省略＞ ③　＜条文省略＞	（取締役の選任） 第19条　取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。 ②　＜現行どおり＞ ③　＜現行どおり＞
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜新　設＞	（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（代表取締役） 第21条　当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。	（代表取締役） 第21条　当会社は、取締役会の決議により、監査等委員以外の取締役の中から代表取締役を選定する。

現　行　定　款	変　更　案
(役付取締役) 第22条　当会社は、取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各１名ならびに取締役副社長若干名を選定することができる。	(役付取締役) 第22条　当会社は、取締役会の決議により、監査等委員以外の取締役の中から取締役会長および取締役社長各１名ならびに取締役副社長若干名を選定することができる。
(取締役会) 第23条　　＜条文省略＞ ② 監査役は、取締役会に出席しなければならない。この場合、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。 ③ 取締役会を招集するには、会日の３日前までに、各取締役および各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。 ④　　＜条文省略＞	(取締役会) 第23条　　＜現行どおり＞ ＜削　除＞ ② 取締役会を招集するには、会日の３日前までに、各取締役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。 ③　　＜現行どおり＞
＜新　設＞	(業務執行の決定の委任) 第24条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の決議の省略) 第24条　当会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	(取締役会の決議の省略) 第25条　当会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役の報酬等) 第25条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第26条　取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第26条　　＜条文省略＞	(取締役の責任免除) 第27条　　＜現行どおり＞

現 行 定 款	変 更 案
＜新　設＞	(指名・報酬委員会) 第28条　当会社は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を置く。 ② 取締役会は、当会社の取締役の選解任および報酬等に関する議案について、指名・報酬委員会の意見を尊重して、その決定を行う。 ③ 指名・報酬委員会に関する事項は、取締役会において定める指名・報酬委員会規程による。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
(監査役の員数) 第27条　当会社の監査役は、６名以内とする。	＜削　除＞
(監査役の選任) 第28条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	＜削　除＞
(監査役の任期) 第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	＜削　除＞
(監査役会) 第31条　当会社は、すべての監査役をもって監査役会を組織する。 ② 監査役会を招集するには、会日の３日前までに、各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。 ③ 監査役会に関する事項は、監査役会において定める監査役会規則による。	(監査等委員会) 第29条　当会社は、すべての監査等委員をもって監査等委員会を組織する。 ② 監査等委員会を招集するには、会日の３日前までに、各監査等委員に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。 ③ 監査等委員会に関する事項は、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
(常勤の監査役) 第30条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(常勤の監査等委員) 第30条　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の報酬等) 第32条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	<削　除>
(監査役の責任免除) 第33条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	<削　除>
第34条 〜 第37条　　<条文省略>	第31条 〜 第34条　　<現行どおり>
<新　設>	附　則 (監査役の責任免除に関する経過処置) 第１条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第16回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の行為に関する同法第423条第１項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 第２条　第16回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条第２項の定めるところによる。

第３号議案　監査等委員でない取締役９名選任の件

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。現在の当社取締役12名は、定款第20条の定め及び監査等委員会設置会社への移行により、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役とは区別して監査等委員でない取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	上原弘久 再任	代表取締役社長	24回すべてに出席
2	森中哉也 新任	副社長執行役員 経営企画部担当	－
3	永田光宏 再任	取締役専務執行役員 リスク統括部担当	24回すべてに出席
4	田中義久 再任	取締役常務執行役員 経営管理部、広報部担当	19回すべてに出席
5	大庫直樹 再任 社外取締役 独立役員	取締役	24回すべてに出席
6	渡邊賢作 新任 社外取締役 独立役員	－	－
7	副島直樹 再任	取締役	19回すべてに出席
8	工藤　稔 再任	取締役	24回すべてに出席
9	板坂雅文 再任	取締役	24回すべてに出席

再任…再任取締役候補者　新任…新任取締役候補者　社外取締役…社外取締役候補者

独立役員…株式会社東京証券取引所届出独立役員

（注）上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 1

上原 弘久（うえはら ひろひさ）

生年月日 ▶ 1962年1月25日生
所有する当社の株式数 ▶ 40,800株

再任



取締役会出席状況
24回すべてに出席
取締役在任年数
3年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1984年 4 月 太陽生命保険相互会社入社
2005年 2 月 T&Dアセットマネジメント株式会社 取締役
2011年 4 月 当社執行役員
2012年 4 月 T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 取締役
2014年 4 月 太陽生命保険株式会社執行役員
2014年 6 月 同社取締役執行役員
2015年 4 月 同社取締役常務執行役員
2016年 4 月 同社取締役専務執行役員
2017年 4 月 同社取締役
2017年 4 月 当社副社長執行役員
2017年 6 月 T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 取締役
2017年 6 月 当社代表取締役副社長
2018年 4 月 当社代表取締役社長（現任）

地位及び担当
代表取締役社長

重要な兼職の状況
—

監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、資産運用及び営業等の業務経験を有しております。また、当社において、経営企画の部門の担当経験を有するとともに、代表取締役副社長を経て、現在、代表取締役社長を務める等、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

候補者番号 2

森中 哉也（もりなか かなや）

生年月日 ▶ 1962年3月17日生
所有する当社の株式数 ▶ 21,800株

新任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1984年 4 月 大同生命保険相互会社入社
2010年 4 月 大同生命保険株式会社執行役員
2013年 4 月 同社常務執行役員
2015年 6 月 同社取締役常務執行役員
2017年 4 月 同社取締役専務執行役員
2019年 6 月 同社代表取締役専務執行役員
2020年 4 月 同社取締役（現任）
2020年 4 月 当社副社長執行役員（現任）

地位及び担当
副社長執行役員
経営企画部担当

重要な兼職の状況
大同生命保険株式会社取締役

監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、営業、商品、企画及び人事等の業務経験を有しております。また、当社において、経営企画の部門を担当する等、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

候補者番号 3

永田 光宏（ながた みつひろ）

生年月日 ▶ 1962年12月27日生
所有する当社の株式数 ▶ 19,700株

再任



取締役会出席状況
24回すべてに出席
取締役在任年数
2年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1985年４月	大同生命保険相互会社入社
2011年４月	大同生命保険株式会社執行役員
2015年４月	同社常務執行役員
2015年６月	同社取締役常務執行役員
2017年４月	当社常務執行役員
2018年４月	大同生命保険株式会社取締役
2018年４月	当社専務執行役員
2018年６月	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社取締役（現任）
2018年６月	当社取締役専務執行役員（現任）
2019年７月	T&Dユナイテッドキャピタル株式会社取締役
2020年４月	大同生命保険株式会社取締役専務執行役員（現任）

地位及び担当

取締役専務執行役員
リスク統括部担当

重要な兼職の状況

大同生命保険株式会社
取締役専務執行役員
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
取締役

監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、主計、企画及びシステム等の業務経験を有しております。また、当社において、経営企画、事業投資及びリスク管理の部門を担当する等、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

候補者番号 4

田中 義久（たなか よしひさ）

生年月日 ▶ 1962年４月11日生
所有する当社の株式数 ▶ 5,630株

再任



取締役会出席状況
19回すべてに出席
取締役在任年数
1年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1989年11月	太陽生命保険相互会社入社
2014年４月	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社取締役
2014年４月	T&Dアセットマネジメント株式会社取締役
2015年４月	当社執行役員
2019年４月	当社常務執行役員
2019年４月	ペット＆ファミリー損害保険株式会社取締役
2019年６月	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社取締役（現任）
2019年６月	太陽生命保険株式会社取締役（現任）
2019年６月	当社取締役常務執行役員（現任）
2019年７月	T&Dユナイテッドキャピタル株式会社取締役（現任）

地位及び担当

取締役常務執行役員
経営管理部、広報部担当

重要な兼職の状況

太陽生命保険株式会社取締役
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
取締役
T&Dユナイテッドキャピタル株式会社
取締役

監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、資産運用及び広報等の業務経験を有しております。また、当社において、経営企画、経営管理及び広報の部門を担当する等、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

候補者番号 5



取締役会出席状況
24回すべてに出席
取締役在任年数
3年（本総会終結時）

大庫 直樹（おおご なおき）

生年月日 ▶ 1962年4月27日生
所有する当社の株式数 ▶ 1,300株

再任　社外取締役　独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1985年4月	マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
1999年7月	同社パートナー
2005年7月	GEコンシューマー・ファイナンス株式会社（現 新生フィナンシャル株式会社）執行役員
2008年8月	ルートエフ株式会社代表取締役（現任）
2014年6月	株式会社オリエントコーポレーション取締役（現任）
2017年6月	当社取締役（現任）

地位及び担当
取締役

重要な兼職の状況
ルートエフ株式会社代表取締役
株式会社オリエントコーポレーション
取締役

監査等委員でない社外取締役候補者とした理由

外資系コンサルティング会社のパートナー（共同経営者）等を経て、ルートエフ株式会社の代表取締役として、グローバルな視点と高い見識を活かし、金融分野を中心としたコンサルティングサービスを行うなど、高度な専門知識及び幅広い見識を有しております。これらの知識・経験を活かし、引き続き、一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない社外取締役候補者としました。

（注）1. 大庫直樹氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対し、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。また、同氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。
2. 当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 6



渡邊 賢作（わたなべ けんさく）

生年月日 ▶ 1971年2月17日生
所有する当社の株式数 ▶ 0株

新任　社外取締役　独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1997年3月	弁護士登録
2016年6月	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社監査役（現任）

重要な兼職の状況
弁護士
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
監査役

監査等委員でない社外取締役候補者とした理由

企業法務に精通した弁護士として、高度な専門知識及び幅広い見識を有しております。これらの知識・経験を活かし、一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない社外取締役候補者としました。
なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により監査等委員でない社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

（注）1. 渡邊賢作氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、当社は株式会社東京証券取引所に対し、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定であります。また、同氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。
2. 当社は社外取締役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
3. 同氏は、2020年６月19日付でＴ＆Ｄフィナンシャル生命保険株式会社の監査役を退任する予定であります。

候補者番号 7

副島 直樹（そえじま なおき）

生年月日 ▶ 1958年11月20日生
所有する当社の株式数 ▶ 16,810株

再任



取締役会出席状況
19回すべてに出席
取締役在任年数
1年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1981年４月　太陽生命保険相互会社入社
2009年４月　太陽生命保険株式会社執行役員
2011年４月　同社常務執行役員
2011年６月　同社取締役常務執行役員
2014年４月　同社代表取締役専務執行役員
2016年４月　同社代表取締役副社長
2019年４月　同社代表取締役社長（現任）
2019年６月　当社取締役（現任）

地位及び担当

取締役

重要な兼職の状況

太陽生命保険株式会社
代表取締役社長

監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、商品、企画及び営業等の業務経験を有するとともに、現在、太陽生命保険株式会社において代表取締役社長を務めております。また、当社において、取締役に就任しており、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

候補者番号 8

工藤 稔（くどう みのる）

生年月日 ▶ 1955年５月18日生
所有する当社の株式数 ▶ 47,400株

再任



取締役会出席状況
24回すべてに出席
取締役在任年数
5年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1978年４月　大同生命保険相互会社入社
2005年６月　大同生命保険株式会社取締役
2006年６月　同社執行役員
2008年４月　同社常務執行役員
2009年６月　同社取締役常務執行役員
2011年４月　同社取締役専務執行役員
2014年４月　同社代表取締役副社長
2015年４月　同社代表取締役社長（現任）
2015年６月　当社取締役（現任）

地位及び担当

取締役

重要な兼職の状況

大同生命保険株式会社
代表取締役社長
江崎グリコ株式会社監査役

監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、商品、営業及び企画等の業務経験を有するとともに、現在、大同生命保険株式会社において代表取締役社長を務めております。また、当社において、取締役に就任しており、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

候補者番号 9

板坂 雅文（いたさか まさふみ）

生年月日 ▶ 1963年10月25日生
所有する当社の株式数 ▶ 5,000株

再任



取締役会出席状況
24回すべてに出席

取締役在任年数
3年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

2004年６月　大同生命保険株式会社入社
2011年４月　T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 執行役員
2015年４月　同社常務執行役員
2015年６月　同社取締役常務執行役員
2017年４月　同社代表取締役社長（現任）
2017年６月　当社取締役（現任）

地位及び担当

取締役

重要な兼職の状況

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
代表取締役社長

監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、商品及び営業等の業務経験を有するとともに、現在、T&Dフィナンシャル生命保険株式会社において代表取締役社長を務めております。また、当社において、取締役に就任しており、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員でない取締役とは区別して監査等委員である取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
1	矢内淳一　新任	常勤監査役	24回すべてに出席	19回すべてに出席
2	寺岡康夫　新任	常勤監査役	24回すべてに出席	19回すべてに出席
3	松山　遙　新任　社外取締役　独立役員	取締役	24回中23回出席	－
4	檜垣誠司　新任　社外取締役　独立役員	取締役	24回すべてに出席	－
5	山田眞之助　新任　社外取締役　独立役員	－	－	－

新任…新任取締役候補者　社外取締役…社外取締役候補者　独立役員…株式会社東京証券取引所届出独立役員

候補者番号…女性取締役候補者

（注）上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 1

矢内 淳一（やない じゅんいち）

生年月日 ▶ 1961年3月3日生
所有する当社の株式数 ▶ 5,600株

新任



取締役会出席状況
24回すべてに出席
監査役会出席状況
19回すべてに出席
監査役在任年数
3年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1984年 4 月　太陽生命保険相互会社入社
2017年 6 月　太陽生命保険株式会社監査役（現任）
2017年 6 月　当社常勤監査役（現任）

地位及び担当

常勤監査役

重要な兼職の状況

太陽生命保険株式会社監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、資産運用及び企画等の業務経験を有するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社において、常勤監査役として監査職務を行う等、保険持株会社及び保険会社等の業務に係る豊富な知識・経験を活かし、重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である取締役候補者としました。

候補者番号 2

寺岡 康夫（てらおか やすお）

生年月日 ▶ 1960年7月6日生
所有する当社の株式数 ▶ 20,600株

新任



取締役会出席状況
24回すべてに出席
監査役会出席状況
19回すべてに出席
監査役在任年数
2年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

2000年10月　大同生命保険相互会社入社
2013年 4 月　大同生命保険株式会社執行役員
2015年 4 月　当社執行役員
2018年 6 月　大同生命保険株式会社監査役（現任）
2018年 6 月　当社常勤監査役（現任）
2019年 7 月　T&Dユナイテッドキャピタル株式会社監査役（現任）

地位及び担当

常勤監査役

重要な兼職の状況

大同生命保険株式会社監査役
T&Dユナイテッドキャピタル株式会社監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、資産運用及び事業投資等の業務経験を有するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社において、事業投資の部門を担当するとともに常勤監査役として監査職務を行う等、保険持株会社及び保険会社等の業務に係る豊富な知識・経験を活かし、重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である取締役候補者としました。

候補者番号 3



取締役会出席状況
24回中23回出席
取締役在任年数
7年（本総会終結時）

松山（まつやま） 遙（はるか）

生年月日 ▶ 1967年8月22日生
所有する当社の株式数 ▶ 2,800株

新任
社外取締役
独立役員

※松山遙氏の戸籍上の氏名は、加藤遥であります。
松山遙は、職務上使用している氏名であります。

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1995年 4 月　東京地方裁判所判事補任官
2000年 7 月　弁護士登録
2013年 6 月　当社取締役（現任）

地位及び担当

取締役

重要な兼職の状況

弁護士
三井物産株式会社監査役
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
株式会社レスターホールディングス取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

企業法務に精通した弁護士として、高度な専門知識及び幅広い見識を有しております。これらの知識・経験を活かし、一般株主保護の観点等から重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としました。
なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

（注）1. 松山遙氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対し、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。また、同氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。
なお、当社は、同氏がパートナーを務める日比谷パーク法律事務所と2011年11月29日から2012年６月30日まで法律事務に関する委任契約を締結しており、契約に基づく報酬として５百万円未満を支払った取引がありましたが、当社の独立性基準を充足しており、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。
2. 当社は同氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 4



取締役会出席状況
24回すべてに出席
取締役在任年数
2年（本総会終結時）

檜垣　誠司（ひがき　せいじ）

生年月日 ▶ 1951年5月25日生
所有する当社の株式数 ▶ 700株

新任
社外取締役
独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1975年 4 月　株式会社大和銀行入社
2003年 6 月　株式会社りそな銀行執行役
2005年 6 月　株式会社りそなホールディングス執行役
2006年 6 月　同社取締役
2007年 6 月　同社取締役兼代表執行役社長
2009年 4 月　株式会社りそな銀行代表取締役兼執行役員
2011年 6 月　同社取締役副会長（2013年３月退任）
2013年 4 月　株式会社りそなホールディングス取締役（2013年６月退任）
2013年 6 月　りそな総合研究所株式会社理事長（2015年６月退任）
2018年 6 月　当社取締役（現任）

地位及び担当
取締役

重要な兼職の状況
—

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

銀行持株会社の取締役兼代表執行役社長及び銀行の代表取締役兼執行役員として、企業経営に携わった豊富な知識・経験を有しております。これらの知識・経験を活かし、一般株主保護の観点等から重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としました。

(注) 1. 檜垣誠司氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対し、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。また、同氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。
2. 当社は同氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 5



山田眞之助（やまだしんのすけ）

生年月日 ▶ 1956年2月20日生
所有する当社の株式数 ▶ 0株

新任
社外取締役
独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1987年 3 月　公認会計士登録
2010年 7 月　有限責任 あずさ監査法人パートナー
2010年 7 月　日本公認会計士協会常務理事

重要な兼職の状況

公認会計士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

公認会計士として、高度な専門知識及び幅広い見識を有しております。これらの知識・経験を活かし、一般株主保護の観点等から重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としました。
なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

(注) 1. 山田眞之助氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、当社は株式会社東京証券取引所に対し、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定であります。また、同氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。
2. 当社は社外取締役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である社外取締役松山遙氏、檜垣誠司氏及び山田眞之助氏の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。また、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

新間（しんま）祐一郎（ゆういちろう）

生年月日 ▶ 1978年12月11日生

所有する当社の株式数 ▶ 0株



略歴、地位及び重要な兼職の状況

■ 略歴

2004年10月　弁護士登録

■ 重要な兼職の状況

弁護士

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

企業法務に精通した弁護士として、高度な専門知識及び幅広い見識を有しております。これらの知識・経験を活かし、一般株主保護の観点等から重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としました。
なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、当社の監査等委員である取締役に就任した際には、上記理由によりその職務を適切に遂行できるものと考えております。

(注) 1. 新間祐一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は株式会社東京証券取引所に対し、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定であります。また、同氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。
3. 当社は社外取締役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。同氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
4. 同氏は、2020年６月19日付でT&Dフィナンシャル生命保険株式会社の監査役に就任する予定であります。

＜ご参考＞

監査等委員会設置会社への移行にあたり、第３号議案、第４号議案及び第５号議案で選任をお願いしております各候補者については、以下の方針及び基準を読み替え※のうえ準用し、選任しております。

※「取締役」は「監査等委員でない取締役」、「監査役」は「監査等委員である取締役」と読み替え

T&Dホールディングス　コーポレート・ガバナンス基本方針（2020年３月31日現在）

（取締役の選任）

第６条　取締役会は、取締役候補者について、指名・報酬委員会において審議のうえ、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

① 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行するための知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

② 社外取締役候補者については、前号に定める要件に加え、当社および東京証券取引所の定める独立性基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる恐れがないと認められること。

（監査役の選任）

第11条　取締役会は、監査役候補者について、指名・報酬委員会において審議し、監査役会の同意を得たうえで、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

① 取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行するための知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

② 社外監査役候補者については、前号に定める要件に加え、当社および東京証券取引所の定める独立性基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる恐れがないと認められること。

（独立社外役員にかかる独立性基準）

第13条　当社は、社外取締役候補者および社外監査役候補者について、次の独立性基準を充足する者を選任する。

① 現にまたは過去10年間において、当社および当社の子会社の業務執行者でないこと。

② 現にまたは最近において、当社を主要な取引先とする者・その業務執行者、または当社の主要な取引先・その業務執行者でないこと。

③ 現にまたは最近において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、もしくは法律専門家でないこと。

④ 現にまたは最近において、当社および当社の子会社の業務執行者の近親者、もしくは②および③に掲げる者の近親者でないこと。

⑤ その他、社外役員としての職務を遂行するうえで独立性に疑いがないこと。

以　上

第６号議案　監査等委員でない取締役の報酬等の額の設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年６月28日開催の第13回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内）とご承認いただいております。

今般、当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬等の額に代えて、新たに監査等委員でない取締役の報酬等の額を監査等委員でない取締役の職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額450百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内）といたしたいと存じます。

なお、監査等委員でない取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は12名（うち社外取締役は３名）でありますが、第２号議案及び第３号議案「監査等委員でない取締役９名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は９名（うち社外取締役は２名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件

今般、当社は、第２号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額150百万円以内といたしたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役は、第２号議案及び第４号議案「監査等委員である取締役５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、５名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第８号議案　監査等委員でない取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

本議案は、当社の監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の監査等委員でない取締役及び執行役員を対象とする株式報酬制度を設定するものであります。本制度は、2018年６月27日開催の第14回定時株主総会においてご承認済の株式報酬制度と実質的に同一のものであります。

1.　提案の理由

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」が承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。本議案は、これに伴い、当社の取締役（社外取締役を含む非常勤取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）を対象とした現在の株式報酬制度を、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を含む非常勤取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案について同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下「執行役員」という。監査等委員でない取締役とあわせて、以下「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）として改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

第３号議案「監査等委員でない取締役９名選任の件」が原案どおり承認可決されますと本制度の対象となる当社の監査等委員でない取締役は４名（ほかに取締役を兼務しない執行役員は６名）となります。

なお、本制度は、第６号議案「監査等委員でない取締役の報酬等の額の設定の件」においてご承認をお願いしております報酬限度額とは別枠のものであります。

また、本議案の決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

2.　本制度における報酬等の額及び内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記（2）以降のとおり。）

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を含む非常勤取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）

②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	・３事業年度を対象として、合計500百万円
当社株式の取得方法（下記（2）のとおり。）及び取締役等が取得する当社株式等の数の上限（下記（3）のとおり。）	・当社株式は当社（自己株式処分）又は株式市場から取得 ・取締役等に付与される１事業年度あたりのポイントの上限は、215,000ポイント ・取締役等に付与される１事業年度あたりのポイントの上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（2020年３月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.04％

③取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	・取締役等の退任時

（2）当社が拠出する金員の上限及び当社株式の取得方法

本制度は、連続する３事業年度（当初は、2019年３月31日で終了する事業年度から2021年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各３事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに500百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間３年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本（2）第３段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続する場合、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の３事業年度を対象期間とします。延長された信託期間ごとに、当社は、500百万円の範囲内で金員の追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社が拠出した金員によって取得された当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、500百万円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間に限り、本信託の信託期間を延長します。

(3) 取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法と上限

当社は、原則として、信託期間中の毎年６月に、前年７月１日から同年６月末日（以下「対象在任期間」という。）の間に取締役等として在任した者を対象として、対象在任期間における在任月数及び役位に応じて、一定のポイントが付与されます。取締役等の退任時（退任には、海外赴任により取締役等でなくなる場合を含む。以下同じ。）にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

１ポイントは当社株式１株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、１ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

取締役等に付与される１事業年度あたりのポイントの総数は215,000ポイントを上限とします。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記（3）に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、累積ポイントの70%（単元未満株式は切り捨て）の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役等が在任中に死亡した場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に取締役等が海外赴任により国内非居住者となった場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。

(5) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に残余が生じた場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

【参考】当社子会社３社の取締役等に対する株式報酬制度

当社子会社３社（太陽生命保険株式会社、大同生命保険株式会社及びT&Dフィナンシャル生命保険株式会社。総称して、以下「対象子会社」という。）の取締役（社外取締役を含む非常勤取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。対象子会社の取締役とあわせて、以下「対象子会社取締役等」という。）に対しても、当社と同様の制度を導入しております。

対象子会社が対象子会社取締役等への報酬として拠出する金員の上限は、対象期間である３事業年度に対して、３社合計で1,340百万円であります。

また、対象子会社取締役等に付与される１事業年度あたりのポイントの上限は、３社合計で575,000ポイントであります。

以上

（添付書類）

2019年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告書

1　保険持株会社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

T&D保険グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、当社の直接子会社である太陽生命保険株式会社、大同生命保険株式会社及びT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（以下、それぞれ「太陽生命」、「大同生命」及び「T&Dフィナンシャル生命」といいます。）の３社（以下「生命保険会社３社」といいます。）を中心として、子会社及び子法人等18社、関連法人等４社で構成され、生命保険事業を主要な事業としております。

【金融経済環境】

2019年度の日本経済は、雇用・所得環境の改善を通じ個人消費が緩やかに増加したほか、企業収益も高水準で推移するなど、各種経済対策及び金融政策の効果を背景に、景気は緩やかな回復傾向にありましたが、１月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国内景気は急速に下押しされました。

生命保険業界におきましては、2019年２月の法人契約の税務取扱い見直しを受けた一部商品の販売停止や、海外金利低下による外貨建て保険の販売減少等により、新契約業績は前年度比で減少しました。資産運用環境につきましては、国内株式は、国内企業収益の改善を背景に株価が上昇しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度末にかけて株価は大きく下落し、米連邦準備理事会（FRB）による緊急利下げ等により海外金利も大きく低下しました。国内金利は、日本銀行による長短金利のコントロールを伴う量的・質的金融緩和政策の継続により、10年長期国債利回り

＜ご参考＞

■グループストラクチャー



は、日本銀行が目標水準としているゼロ％近傍で推移しました。

【企業集団を巡る当該事業年度における事業の経過及び成果】

当社グループは、「Try & Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて、人と社会に貢献する」ことを経営理念として事業運営を行っております。この経営理念のもと、「最優の商品・サービスの提供によるお客さま満足度のトップを目指す」とともに「安定的・持続的に企業価値を向上させ、確固たる存在感のある保険グループを目指す」ことを経営ビジョンとして定めております。

この経営ビジョンを実現するために、2019年４月を始期とする３年間の「T&D保険グループ中期経営計画　Try & Discover 2021　～共有価値の創造～」に取り組んでおります。この中期経営計画では、「コアビジネスの強化」と「事業ポートフォリオの多様化」を通じ、絶えず変化する人と社会の課題の解決に貢献することで、社会とともに成長する保険グループを目指すことを、全体方針として掲げております。

つきましては、2019年度の当社及び当社グループの生命保険会社３社の主な取組みについてご報告いたします。

当社は、保険持株会社として、子会社の経営管理及び当該業務に附帯する業務を行うことを事業目的としております。

そのため、当社はグループ経営戦略や資本政策の策定・実行、経営資源の適正な配分といった役割を担うとともに、生命保険会社３社における経営上のリスクを的確に把握し、グループ全体の資本・収益・リスクを経済価値ベースで一体的に管理する経営管理（ERM［エンタープライズ・リスク・マネジメント］(注1)）を推進しております。これにより、超長期の金利が大きく低下する厳しい経営環境下におきましても、健全性を確保しつつ収益性の向上に取り組んでまいりました。

2019年度は新たな取組みとして、「事業ポートフォリオの多様化」に向けたグループ一体での効果的・効率的な投資体制構築のため、投資子会社「T&Dユナイテッドキャピタル株式会社」を６月に設立いたしました。同社を通じて、11月に、米国AIG社からクローズドブック(注2)専業保険会社「フォーティテュード社」の持分25％を取得することに合意いたしました。本取引等を通じて、当社は今後成長が見込まれるクローズドブック事業を新規事業領域と位置づけて、投資利益の獲得に加え、事業ノウハウの取得・蓄積、国内生保事業とのシナジーを追求してまいります。

資本政策面では、株主還元の充実及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため、中間配当を実施するとともに、2019年５月から６月にかけて約1,147万株（約130億円）の自己株式を取得いたしました。さらに、2019年11月に2,200万株の自己株式を消却いたしました。

(注1) 資本・収益・リスクを一体的に管理することにより、企業価値の増大や収益の最大化といった経営目標を達成することを目的とした戦略的な経営管理手法のことを言います。リスクを回避すべきものととらえる受動的なリスク管理と異なり、ERMでは、リスクは排除・削減するだけのものではなく、資本の一定範囲内に抑えて健全性を確保したうえで、収益追求のために取るべきリスクを能動的に選択するものととらえます。

(注2) クローズドブックとは、新規引受を停止（ランオフ化）した保険商品の保有契約ブロックを指します。クローズドブック事業とは、他の保険会社が事業環境の変化等に応じて事業戦略・商品ポートフォリオを見直した結果として分離されるクローズドブックを取得・集約し、「バリューアップ」を通じて収益を実現する保険会社の事業形態・ビジネスモデルです。

また、当社は、上場会社を対象とする「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を尊重し、すべての原則を受け入れるとともに、主な原則に対する当社の取組方針を「コーポレート・ガバナンス基本方針」に定めております。この基本方針に基づき、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、コーポレート・ガバナンスの充実に引き続き取り組んでまいります。

環境・社会・企業統治（ESG）に関する取組みとして、「SDGs：持続可能な開発目標」への貢献を推進しております。2019年４月に「TCFD (注3)」の提言に賛同し、９月にはTCFDに基づく気候関連財務情報を開示しております。

さらに、先進的なIT・オフィス環境の活用や事務の大幅な削減を通じた業務の効率化及び働き方の改革を推進しております。

資産運用面では、資産運用業務を行う太陽生命、大同生命、T&Dアセットマネジメント株式会社の３社が、国連が支持する「責任投資原則（PRI）」に署名しております。同原則に基づき、ESGの課題に十分配慮し、持続可能な社会の実現に向けた資産運用を推進しております。

このような取組みもあり、当社は年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が国内株式を対象に選定したESG指数のすべてに採用されております。（2020年３月末時点）

当社グループは、「お客さま本位」をグループ共通の価値観として、お客さまの利益に繋がる真摯・誠実かつ公正・適切な企業活動を行うために、「T&D保険グループお客さま本位の業務運営に係る基本方針」を定めており、基本方針の趣旨・精神を尊重する企業文化の醸成に取り組んでまいります。この基本方針のもと、生命保険会社３社は、それぞれ独自のビジネスモデルに基づき、商品ラインアップの充実、お客さまサービスの向上、健康増進の支援等の施策に取り組みました。

（商品ラインアップの充実）

生命保険会社３社は、お客さまの幅広いニーズにお応えし、お客さまに最適な商品をご提供するために、商品ラインアップの充実を進めてまいりました。また、太陽生命及び大同生命では、引き続き商品の相互供給・販売に取り組みました。

太陽生命では、高品質の商品・サービスを通じてお客さまに一生涯にわたる安心を提供するため、引き続き、商品内容の充実を図っております。同社の主力商品の一つで、認知症になった場合の保障だけではなく、認知症にならないための「予防」の段階からお客さまをサポートする保険である「ひまわり認知症予防保険」はシニアのお客さまを中心に広くご支持をいただいており、2020年３月末時点で、一連の認知症関連商品（「ひまわり認知症治療保険」、「認知症治療保険」、「ひまわり認知症予防保険」、「逓増認知症治療終身保険」）の販売件数が56万件を超えました。

大同生命では、国税庁による法人契約の定期保険等の税務取扱いの見直しに対応し、これまで取り組んできた死亡保障と就業不能保障をあわせた「トータルな保障」をより一層強化するため、2019年７月に、解約払戻金抑制割合指定型の無配当歳満期定期保険「Lタイプα」、無配当重大疾病保障保険「Jタイプα」、無配当就業障がい保障

(注3) Task Force on Climate-related Financial Disclosures の略で、G20の財務大臣・中央銀行総裁からの要請を受け、2015年12月に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）により設置されたタスクフォースです。2017年６月に、投資家等の適切な投資判断のため、企業に対し気候関連のリスクと機会が財務にもたらす影響を開示することを促す情報開示の提言を公表しました。

保険「Tタイプα」を発売いたしました。これらは、中小企業において多様化する保障ニーズにより一層柔軟にお応えするため、「保険金額」「保険期間」「保険料・解約払戻金のバランス」を自在に設定可能な、業界初の「オーダーメイド型」の商品です。

T&Dフィナンシャル生命では、金融機関や来店型保険ショップでお取扱いいただく資産性商品、保障性商品の拡充に取り組んでおります。2019年７月に、海外の金利と為替を活用して「ご自身でつかうお金」を受け取りながら「ご家族にのこすお金」を準備できる一時払終身保険「生涯プレミアムワールド５」を発売いたしました。同年10月には、「介護認知症保障プラン」も選択可能な一時払個人年金保険「ファイブテン・ワールド２」を発売いたしました。

(お客さまサービスの向上)

生命保険会社３社は、お客さまに迅速かつ確実に保険金等をお支払いできるよう更なる態勢整備に取り組んでおります。また、お客さまのより一層の利便性向上に向けて、特にシニアのお客さまや支援を必要とされるお客さまに対する利便性や満足度の向上に向けた取組みを進めております。

太陽生命では、シニアのお客さまを年１回以上訪問し、契約内容の確認や給付金等の請求勧奨等を行う「シニア訪問サービス」を実施しております。お支払時には、専門知識を有する内務員が直接お客さまやご家族を訪問し、給付金等の請求手続きをサポートする「かけつけ隊サービス」を実施しております。また、厚生労働省が推進する「認知症サポーター養成講座」を利活用し、認知症に関する正しい知識と理解のもと、地域における認知症の方やご家族を手助けする「認知症サポーター」を全社に配置しております。

大同生命では、コールセンターに対するお客さまからの各種手続きのお申し出により一層迅速・正確・丁寧な対応をするため、受電要員の増員や外部評価の取得などを通じて応対品質の向上に取り組んでおります。このような取組みが高く評価され、2019年11月には、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会が主催する「第58回電話応対コンクール全国大会」におきましてコールセンター職員が優勝を収め「総務大臣賞」を受賞いたしました。今後もコールセンターの受付態勢の整備を進めるなど、引き続きお客さま満足度の向上に努めてまいります。

T&Dフィナンシャル生命では、2019年４月より、「公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート」(以下、「リーガルサポート」)と協定を締結し、成年後見制度に関するご相談や制度のご利用を希望されるお客さまをリーガルサポートに取り次ぎ、リーガルサポートが推薦する司法書士をご紹介する「成年後見制度紹介サービス」を開始いたしました。また、健康上の理由等により、お客さまが医療機関を訪問することができない場合でも保険金や給付金を確実にご請求いただけるよう、お客さまの代わりに診断書を取得する「診断書取得代行サービス」を開始いたしました。

なお、生命保険会社３社及びペット＆ファミリー損害保険株式会社では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、各種ご契約の手続きの特別取扱を行っております。また、大同生命では、中小企業の雇用安定の支援に向けた「雇用調整助成金」に関する電話相談・社労士紹介サービスをご提供しております。詳細につきましては、各社のホームページにてご案内しております。具体的なお手続きの方法やご不明な点については、各社のお問い合わせ窓口にご照会いただきますようお願いいたします。

(健康増進の支援)

高齢化が進展している社会情勢を背景に、豊かな長寿社会の実現に向けて、健康増進の重要性が高まっております。このような環境変化のなか、お客さまの疾病の予防と健康増進を支援する諸施策に取り組んでおります。

太陽生命では、「人生100歳時代」を見据え、「健康寿命の延伸」すなわち“元気に長生きする”という社会的課題に応えるため、「太陽の元気プロジェクト」を2016年６月より開始し、「従業員」が元気になり、「お客さま」に元気になっていただき、そして「社会」の元気に貢献する様々な施策を推進しております。2019年９月には、さらに多くの方の元気に貢献するため、味の素株式会社・株式会社エスアールエル・株式会社セルメスタとの三大疾病予防に関する業務提携をいたしました。予防視点の新たな検査と保険商品の一体開発等、予防に資する新たなソリューションサービスの開発に向けた共同研究を実施してまいります。また、2020年４月に「株式会社太陽生命少子高齢社会研究所」を設立し、今後、健康・医療等に関して学術機関等と共同研究を行い、その成果を広く公表することで社会貢献を図ってまいります。

大同生命では、企業における健康増進の重要性が一層高まるなか、中小企業の「健康経営(注4)」を総合的に支援する取組み「DAIDO KENCOアクション」を展開しております。この一環として、「株式会社バリューHR」と共同開発した「大同生命KENCO SUPPORT PROGRAM(注5)」のご提供を通じ、健康リスクの把握や生活習慣の改善など、健康増進支援に取り組んでおります。さらに、自社の健康経営を推進するため、「健康経営宣言(ココ・カラ宣言)」を公表のもと、「KENCO SUPPORT PROGRAM」を自社従業員向けに導入するなど、従業員の健康増進にも一層取り組んでおります。

なお、太陽生命及び大同生命は、経済産業省による健康経営優良法人認定制度に基づく「健康経営優良法人2020～ホワイト500～」に認定されております。

【当年度の主要業績】

当年度の個人保険及び個人年金保険を合計した新契約年換算保険料は、法人契約の税務取扱い見直しに伴う一部商品の販売停止等により1,048億円となり、前年度に比べ34.0％減少しました。第三分野の新契約年換算保険料についても、304億円となり、前年度に比べ48.4％減少しました。

また、当年度末の個人保険及び個人年金保険を合計した保有契約年換算保険料は1兆5,386億円となり、前年度に比べ0.7％減少しました。

なお、当年度の新契約高は、3兆4,892億円となり、前年度に比べ38.6％減少しました。保有契約高は57兆8,213億円となり、前年度に比べ4.0％減少しました。

当年度の保険料等収入は、外貨建一時払商品の販売増加等により、1兆7,535億円となり、前年度に比べ4.6％増加しました。利息及び配当金等収入は2,997億円となり、前年度に比べ1.3％増加しました。この結果、経常収益は2兆1,979億円となり、前年度に比べ2.7％増加しました。

経常費用は、為替差損や有価証券評価損の増加による資産運用費用の増加等により2兆725億円となり、前年度に比べ4.0％増加しました。

この結果、経常利益は1,254億円となり、前年度に比べ14.6％減少しました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は671億円となり、前年度に比べ7.9％減少しました。

当年度の生命保険会社３社合算の基礎利益は、1,662億円となり前年度に比べ11.1

(注4)「健康経営」は、「特定非営利活動法人 健康経営研究会」の登録商標です。

(注5) 企業の「健康診断の受診促進の支援」、経営者・従業員個々の「生活習慣病等の発症リスク分析」、継続的な健康増進の取組みを促す「健康促進ソリューション」「インセンティブ」の提供など、健康経営に必要なPDCAサイクルの実践を一貫してサポートするWebサービスです。

%増加しました。なお、順ざや額は、利息及び配当金等収入の増加等により607億円となり、前年度に比べ11.8%増加しました。

保険持株会社（連結）及び保険会社の健全性を示す行政監督上の指標の一つである、当社の当年度末の連結ソルベンシー・マージン比率(注6)は1,107.0%（前年度末は1,093.1%）となりました。

また、当社グループの生命保険会社３社のソルベンシー・マージン比率は、太陽生命が805.5%（同849.7%）、大同生命が1,335.3%（同1,271.9%）、T&Dフィナンシャル生命が1,033.6%（同1,101.7%）となりました。

[生命保険会社３社（合算）の個人保険及び個人年金保険の業績]　（単位：億円）

区分		2018年度	2019年度(当期)
新契約年換算保険料（うち第三分野）		1,588 (589)	1,048 (304)
	太陽生命	386 (163)	316 (154)
	大同生命	1,086 (423)	467 (145)
	T&Dフィナンシャル生命	115 (2)	264 (3)
保有契約年換算保険料（うち第三分野）		15,495 (2,510)	15,386 (2,585)
	太陽生命	6,139 (1,107)	6,004 (1,142)
	大同生命	8,203 (1,376)	8,065 (1,414)
	T&Dフィナンシャル生命	1,152 (25)	1,316 (27)
新契約高		56,812	34,892
	太陽生命	11,966	5,405
	大同生命	41,704	25,018
	T&Dフィナンシャル生命	3,141	4,468
年度末保有契約高		602,497	578,213
	太陽生命	199,456	180,232
	大同生命	381,311	374,055
	T&Dフィナンシャル生命	21,729	23,925

（注）１．年換算保険料とは、１回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、１年当たりの保険料に換算した金額であります（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。
２．第三分野の年換算保険料には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障がいを事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。）等に該当する部分を計上しております。
３．個人保険及び個人年金保険の新契約高には転換による純増加高を含んでおります。
４．個人保険の新契約高及び年度末保有契約高は、死亡保障額と生存保障額の合計であります。
５．個人年金保険の新契約高は、年金支払開始時における年金原資であります。
６．個人年金保険の年度末保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計額であります。

(注6) 通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「保険金の支払能力」を有しているかどうかを判断するための行政監督指針の一つであり、200%以上であれば、健全性についての一つの基準を満たしていることを示します。

【企業集団の対処すべき課題】

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた経済活動の世界的な停滞や国民生活への影響により、厳しい状況が続くと見込まれます。

生命保険業界におきましても、新型コロナウイルス感染症による影響に対して、迅速かつ着実に対処していく必要があります。加えて、少子高齢化の進展、お客さまニーズの多様化、低金利環境の長期にわたる継続などにより経営環境が変化しており、社会的課題（SDGs：持続可能な開発目標）を踏まえた企業経営、お客さま本位の商品・サービスの提供、資本効率の向上や資産運用の高度化など、業務運営の更なる質の向上に取り組んでいく必要があります。

このような経営環境のもと、当社グループは引き続き「T&D保険グループ中期経営計画」に取り組み、絶えず変化する人と社会の課題の解決に貢献することで、社会とともに成長する保険グループを目指しております。そして、共有価値の創造による企業価値の拡大に引き続き取り組み、着実にEV（注7）と収益の増大に努めてまいります。

（国内生命保険事業戦略）

当社グループは、“複数の独自性ある生命保険会社がそれぞれ特化戦略を追求”していることが強み・特徴となっております。生命保険会社３社は、各社の特化戦略追求を通じた事業の領域拡大・強化により、保険収益力を強化し、グループ収益基盤の強靭化を図ってまいります。

太陽生命では、「100歳時代を先取りした最優の商品・サービスをご家庭にお届けすることにより、より多くのお客さまの安心で豊かな暮らしを支える保険会社になる」ことをビジョンとして掲げ、営業職員等のサービスレベルを向上させるとともに、お客さまのニーズに応じた新たな販売チャネルを創設すること等により、100歳時代を先取りした健康な暮らしの維持・改善に役立つ商品・サービスをより多くのお客さまに提供してまいります。また、多様化するお客さまのニーズにお応えするために、「太陽生命マイページ」等インターネットを介したサービスの提供と、かけつけ隊等の人によるサービスを組み合わせることで総合的な生活応援サービスを実現し、お客さまとのコミュニケーションの基盤を強化すること等により、シニアマーケットでのトップブランドの構築をさらに進めてまいります。

大同生命では、「『法人・個人を一体としたトータルな保障』を全社一丸で磨き上げ、企業保障の新たな時代をリードする。」という中期経営計画の基本方針に基づき、「コアビジネスの更なる進化」等に重点的に取り組んでまいります。また、「就業不能保障分野の更なる深耕」及び「経営者個人・個人事業主市場の開拓」を成長の柱とし、人生100年時代の中小企業が抱える社会的課題（健康増進、事業継続・承継等）にお応えする商品・サービスの展開、既存の販売チャネルの強化・融合と新規チャネルの開発等により、安定的・持続的な契約業績の拡大を目指してまいります。

T&Dフィナンシャル生命では、お客さまの属性やニーズを踏まえ、給付内容・付加価値サービス等を差別化した貯蓄性商品の

（注7）エンベディッド・バリュー（Embedded Value）は、生命保険会社の企業価値を評価する指標の一つであり、株主に帰属すると考えられる貸借対照表から計算される「修正純資産」と保有契約から計算される「保有契約価値」の合計になります。

開発・改定に取り組んでまいります。また、引き続き金融機関等代理店及び来店型ショップ代理店チャネルの開拓推進により、販売網の拡大を図るとともに、代理店サポート態勢の強化や、販売推進効率及び生産性の向上に取り組んでまいります。

また、生命保険会社３社の資産運用におきましては、ERMのもと、ALM(注8)（アセット・ライアビリティ・マネジメント）の観点から長期にわたる安定的な運用収益を確保するとともに、成長分野への投資や運用手法の高度化に取り組み、資産運用収益の拡大に努めてまいります。

(資本政策)

資本政策におきましては、資本十分性を確保しつつ、ERMの一層の活用を通じて、収益性の向上に取り組むことで、資本の効率性を高めていくことを基本としております。新型コロナウイルス感染症の影響による金融市場の変動等にも的確に対応し、健全性の維持に努めてまいります。生命保険事業の適切な運営に必要な内部留保の蓄積を図りつつ、株主還元の充実に努めてまいります。

以上、2020年度は、グループ中期経営計画の達成に向けた取組みを通じて、企業価値の安定的・持続的な増大を実現してまいります。

新型コロナウイルス感染症によって、世界全体がかつてない危機的な状況に直面しております。この難局に対して、当社グループは役職員とその家族の健康と安全を守りつつ、保険金等の支払いや契約者貸付、資産運用サービスの提供といった業務の継続に取り組んでまいります。生命保険事業は、国民生活の安定・向上、経済発展や社会インフラの基盤として、持続可能な社会の実現に関わりを持つ、社会的使命を有する事業です。その社会的使命を果たすべく、グループ一丸となって取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(注8) 資産（Asset）と負債（Liability）を、その特性を踏まえながら総合的に把握・管理（Management）する手法のことを指します。

(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

イ　企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経常収益	1,975,784	1,928,359	2,140,162	2,197,928
経常利益	157,227	156,475	146,949	125,422
親会社株主に帰属する当期純利益	75,187	77,577	72,825	67,103
包括利益	△69,598	93,236	48,596	2,341
純資産額	1,096,772	1,153,036	1,159,588	1,123,149
総資産	14,891,167	15,262,398	15,794,711	16,520,137

(注) 当期の状況につきましては、前記「(1) 企業集団の事業の経過及び成果等」に記載のとおりであります。

ロ　保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	52,607	49,497	38,976	45,809
受取配当金	49,204	46,030	34,925	41,234
保険業を営む子会社等	49,204	46,030	34,925	41,234
その他の子会社等	—	—	—	—
当期純利益	49,562	46,300	34,983	41,272
1株当たり当期純利益	77円66銭	74円14銭	56円92銭	68円46銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	768,697	783,804	826,843	896,719
保険業を営む子会社等株式等	732,227	732,227	734,827	734,827
その他の子会社等株式等	10,649	10,649	10,649	21,649

(3) 企業集団の主要な事務所の状況（2020年３月31日現在）

【当社】

事務所名	所　在　地	設置年月日
本　　店	東京都中央区日本橋二丁目７番１号	2016年１月１日

【子会社及び子法人等】

会　社　名	事務所名	所　在　地	設置年月日
太陽生命保険㈱	本　　店	東京都中央区日本橋二丁目７番１号	2016年１月１日
大同生命保険㈱	本　　店	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目２番１号	1993年10月１日
T&Dフィナンシャル生命保険㈱	本　　店	東京都港区芝浦一丁目１番１号	2016年５月２日

（注）1. 子会社及び子法人等のうち主要な生命保険会社３社について記載しております。
2. 大同生命保険㈱の本店は、同社が相互会社であった時点で設置されたものであり、本店所在地として登記している設置年月日を記載しております。なお、同社は2002年４月１日付にて相互会社から株式会社に組織変更しております。

(4) 企業集団の従業員の状況

【当社の従業員の状況】

区　分	前期末	当期末	当期増減（△）	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
従業員	107名	114名	７名	46.7歳	22.8年	599千円

（注）1. 当社従業員のうち、太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱、T&Dフィナンシャル生命保険㈱からの出向者の平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。
2. 平均給与月額は2020年３月中の平均給与月額（時間外手当を含む。）であり、賞与は含まれておりません。

【連結会社の従業員の状況】

部　門　名	前　期　末	当　期　末	当期増減（△）
	名	名	名
保険及び保険関連事業	18,275	17,827	△448
資産運用関連事業	435	450	15
総務・事務代行等関連事業	779	781	2
合　　計	19,489	19,058	△431

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当する事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達の状況

＜新規設立および増資＞

当社は、2019年６月11日に子会社であるT&Dユナイテッドキャピタル㈱を設立し、次のとおり出資及び増資を行っております。

発行日	総額	資金使途	１株あたり発行価額
2019年６月11日	100百万円	運転資金等	５万円
2019年９月２日	4,200百万円	アセットマネジメント事業への投資等	５万円
2020年１月31日	6,700百万円	クローズドブック事業への投資等	５万円

当社の子会社であるT&Dユナイテッドキャピタル㈱は、2019年12月11日に子会社であるT&D United Capital North America Inc.を設立し、次のとおり出資を行っております。

発行日	総額	資金使途	１株あたり発行価額
2020年１月７日	100万米ドル	運転資金等	１万米ドル

＜社債発行＞

当社は、当社の子会社であるT&Dユナイテッドキャピタル㈱への出資金・劣後貸付金に充当するため、次のとおり劣後社債を発行しております。

（単位：百万円）

発行日	償還期限	発行額（額面）
2020年１月30日	2050年２月４日	70,000
2019年度発行額合計 (2019年度末発行残高)		70,000 (70,000)

T&Dリース㈱が資金調達手段の多様化を目的として、次のとおり短期社債を発行しております。

（単位：百万円）

発行日	償還期限	発行額（額面）
2019年５月21日	2019年８月21日	3,000
2019年６月21日	2019年９月24日	3,000
2019年８月21日	2019年11月22日	3,000
2019年９月24日	2019年12月24日	3,000
2019年11月22日	2020年２月21日	3,000
2019年12月24日	2020年３月24日	3,000
2020年２月21日	2020年５月22日	3,000
2020年３月24日	2020年６月24日	3,000
2019年度発行額合計 (2019年度末発行残高)		24,000 (6,000)

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

部門名	金額
保険及び保険関連事業	34,766
資産運用関連事業	27
総務・事務代行等関連事業	566
合計	35,360

ロ　重要な設備の新設等

会社名	内容	金額
大同生命保険㈱	投資用不動産の取得（札幌市）	5,353百万円
大同生命保険㈱	投資用不動産の取得（東京都港区）	15,000百万円未満

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当する事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
太陽生命保険㈱	東京都中央区	生命保険業	1948.2.16	62,500百万円	100.0%	
大同生命保険㈱	大阪府大阪市西区	生命保険業	1947.7.14	110,000百万円	100.0%	
T&Dフィナンシャル生命保険㈱	東京都港区	生命保険業	1947.7.16	56,000百万円	100.0%	
T&Dアセットマネジメント㈱	東京都港区	第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業	1980.12.19	1,100百万円	100.0%	
T&Dユナイテッドキャピタル㈱	東京都中央区	投資業務、投資先管理業務	2019.6.11	5,500百万円	100.0%	
ペット&ファミリー損害保険㈱	東京都文京区	損害保険業	2003.8.8	2,806百万円	100.0%	
Capital Taiyo Life Insurance Ltd.	ミャンマーヤンゴン	生命保険業	2012.10.12	9,230百万チャット	35.0%（35.0%）	
T&Dカスタマーサービス㈱	埼玉県さいたま市浦和区	生命保険契約事務の取次ぎ、有価証券等の受渡しに関する業務、書類等の作成・整理・保管・発送・配送等の業務	1984.4.2	10百万円	100.0%（100.0%）	
T&Dコンファーム㈱	東京都北区	生命保険契約に関する確認代行業務	1991.7.5	30百万円	100.0%（100.0%）	

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
T&D情報システム㈱	埼玉県さいたま市浦和区	コンピュータ処理業務	1999.7.15	300百万円	100.0% (100.0%)	
T&Dリース㈱	東京都港区	リース業	1966.9.5	150百万円	88.4% (88.4%)	
太陽信用保証㈱	東京都豊島区	信用保証業務	1981.4.1	50百万円	100.0% (100.0%)	
東陽保険代行㈱	東京都北区	保険代理業	1971.6.4	70百万円	100.0% (100.0%)	
Thuriya Ace Technology Co., Ltd.	ミャンマーヤンゴン	保険会社向けの情報技術、情報技術システム及びソフトウェアソリューションの設計、開発等の業務	2017.2.1	2,351百万チャット	49.0% (49.0%)	
㈱大同マネジメントサービス	東京都中央区	保険代理業	1974.11.1	30百万円	100.0% (100.0%)	
日本システム収納㈱	大阪府吹田市	預金口座振替による金銭の収納業務	2002.10.1	36百万円	50.0% (50.0%)	
㈱全国ビジネスセンター	東京都中央区	預金口座振替による金銭の収納業務	1972.5.18	12百万円	100.0% (100.0%)	
エー・アイ・キャピタル㈱	東京都千代田区	未公開株式ファンドへの投資業務	2002.7.15	400百万円	36.0% (36.0%)	

（注）1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内には、子法人等（子会社を含む。）の議決権比率を内数で記載しております。
3. 太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱の設立年月日は、相互会社としての法人設立年月日を記載しており、それぞれ2003年４月１日付、2002年４月１日付にて相互会社から株式会社に組織変更しております。
4. T&Dフィナンシャル生命保険㈱の設立年月日は、東京生命保険相互会社としての設立年月日を記載しております。なお、同社は2001年10月17日付で相互会社から株式会社に組織変更を行い、現社名となっております。
5. ペット＆ファミリー損害保険㈱の設立年月日は、日本ファミリー保険企画㈱としての設立年月日を記載しております。なお、同社は2007年１月５日付でペット＆ファミリー少額短期保険㈱に商号を変更した後、2019年４月１日に金融庁より損害保険業の免許を取得し、現社名となっております。また、2020年４月１日付で所在地を東京都台東区に変更しております。
6. ㈱太陽生命少子高齢社会研究所を2020年４月１日に設立しております。
7. Capital Taiyo Life Insurance Ltd.の資本金の決算日の為替相場による円換算額は717百万円であります。
8. Thuriya Ace Technology Co., Ltd.の資本金の決算日の為替相場による円換算額は182百万円であります。
9. 重要な企業結合の経過及び成果
当社グループは、子会社及び子法人等18社、関連法人等４社により構成されており、当社を含めた当期の連結経常収益は2兆1,979億円、親会社株主に帰属する当期純利益は671億円となりました。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当する事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2　会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2020年３月31日現在)

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
喜田 哲弘	代表取締役会長	大同生命保険㈱取締役	
上原 弘久	代表取締役社長	—	
清家 浩一	取締役専務執行役員 リスク統括部担当	大同生命保険㈱ 取締役専務執行役員	保険業法第８条第１項に基づき、金融庁長官の認可を取得しております。
永田 光宏	取締役専務執行役員 経営企画部担当・ 事業推進部担当	大同生命保険㈱取締役 T&Dフィナンシャル生命保険㈱ 取締役 T&Dユナイテッドキャピタル㈱ 取締役	
田村 泰朗	取締役常務執行役員 総務部担当・ 内部監査部担当	太陽生命保険㈱ 取締役常務執行役員	保険業法第８条第１項に基づき、金融庁長官の認可を取得しております。
田中 義久	取締役常務執行役員 経営管理部・ 広報部担当	太陽生命保険㈱取締役 T&Dフィナンシャル生命保険㈱ 取締役 T&Dユナイテッドキャピタル㈱ 取締役	
加藤 遥	取締役（社外役員）	弁護士 三井物産㈱監査役 ㈱三菱UFJフィナンシャル・ グループ取締役 ㈱レスターホールディングス 取締役	
大庫 直樹	取締役（社外役員）	ルートエフ㈱代表取締役 ㈱オリエントコーポレーション 取締役	
檜垣 誠司	取締役（社外役員）	—	
副島 直樹	取締役	太陽生命保険㈱ 代表取締役社長	
工藤 稔	取締役	大同生命保険㈱ 代表取締役社長 江崎グリコ㈱監査役	
板坂 雅文	取締役	T&Dフィナンシャル生命保険㈱ 代表取締役社長	

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	そ　の　他
矢　内　淳　一	常勤監査役	太陽生命保険㈱監査役	当社グループにおいて資産運用及び企画等の業務経験があるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
寺　岡　康　夫	常勤監査役	大同生命保険㈱監査役 T&Dユナイテッドキャピタル㈱監査役	当社グループにおいて資産運用及び事業投資等の業務経験があるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
岩　井　重　一	監査役（社外役員）	弁護士	企業法務に精通した弁護士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
小　澤　優　一	監査役（社外役員）	弁護士	企業法務に精通した弁護士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注）1.　2020年３月31日現在の執行役員（取締役兼務者は除く。）は次のとおりであります。

氏 名	地位及び担当
北原　睦朗	専務執行役員　リスク統括部副担当・内部監査部副担当 （2020年３月31日任期満了により退任）
坪井　親弘	専務執行役員　事業推進部副担当
磯部　友康	執行役員　事業推進部長
中村　修一	執行役員　リスク統括部長

2.　上記のほか、2020年４月１日付の執行役員（上記記載の取締役兼務者は除く。）異動は次のとおりであります。
副社長執行役員　　森中　哉也
常務執行役員　　居川　孝志
常務執行役員　　磯部　友康
執行役員　　荒井　重晴

3.　加藤遥氏、大庫直樹氏、檜垣誠司氏、岩井重一氏及び小澤優一氏は、㈱東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

4.　加藤遥氏の婚姻前の氏名は松山遥であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	月例報酬		賞与引当金		信託型株式報酬（役員報酬BIP信託）		報酬等総額	
	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額
取　締　役（社外取締役除く）	11名	190	6名	62	6名	62	11名	315

区　分	月例報酬		賞与引当金		信託型株式報酬（役員報酬BIP信託）		報酬等総額	
	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額
監査役（社外監査役除く）	2名	54	0名	—	0名	—	2名	54
社外取締役	3名	28	0名	—	0名	—	3名	28
社外監査役	2名	19	0名	—	0名	—	2名	19
合計	18名	292	6名	62	6名	62	18名	418

（注）1. 株主総会で定められた報酬等限度額は、取締役が年額500百万円、監査役が年額130百万円であります。なお、取締役の当該限度額には、賞与を含んでおります。また、上記の取締役の報酬等限度額とは別枠として、信託型株式報酬にかかる信託に拠出する信託金の上限金額は、2019年３月31日で終了する事業年度から2021年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度を対象として、500百万円であります。取締役に付与される１年当たりのポイント総数の上限は、215,000ポイント（１ポイント＝当社株式１株）としております。

2. 上記の支給人数及び報酬等の額には、2019年６月26日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の人数は、取締役12名及び監査役４名であります。

3. 当社の役員報酬制度は、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて、健全なインセンティブとして機能するよう報酬制度及び報酬額等を設計しております。取締役（社外取締役を含む非常勤取締役を除く）の報酬等は、役割・業績に応じて変動する月例報酬及び賞与、並びに信託の仕組みを活用して当社株式等を交付等する信託型株式報酬（国内非居住者は対象外）で構成しております。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役を含む非常勤取締役及び監査役には会社業績等と連動した報酬は相応しくないため、金額が固定された固定報酬で構成しております。

＜月例報酬・賞与＞

月例報酬及び賞与の評価ランクに適用する役員ごとの個別評価は、取締役会で決議された評価基準に従い、会社業績評価と担当部門評価に基づき評価を実施しております。役員ごとの個別評価は、指名・報酬委員会で審議を行い、代表取締役合議のうえ取締役社長が決定しております。報酬額は、取締役会で決定された報酬テーブルに基づき、役員ごとの個別評価に応じ決定しております。

＜信託型株式報酬＞

信託型株式報酬は、取締役等への報酬が当社の株価に連動することにより、当社の企業価値向上へのインセンティブや株主と利害を共有することができる報酬制度となります。株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、取締役（社外取締役を含む非常勤取締役及び国内非居住者を除く）に対して、役位に応じて付与されるポイントに基づき、株式及び金銭を交付及び給付することとしております。

4. 当社は、役員の選解任及び役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保及び説明責任の向上を図るため、取締役会の諮問機関として、2015年１月付で任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、当社及び直接子会社の役員処遇等に関する重要な決定及び変更に関する事項などについて審議し、取締役会に対して審議結果を報告するとともに必要に応じて意見具申を行っております。月例報酬及び賞与は、取締役会で決定された評価基準に従い会社業績評価及び担当部門評価に基づく個別評価を実施し、指名・報酬委員会の審議を経て決定しております。

5. 取締役の報酬等は、2017年６月28日開催の第13回定時株主総会にて、年額上限額の決議を行い、そのうち取締役の賞与の総額につきましては、取締役会にて年額上限額を決定しております。また、上記の取締役の報酬等とは別枠として、2018年６月27日開催の第14回定時株主総会にて、信託型株式報酬において信託に拠出する上限額（３事業年度を対象）を決議しております。監査役の報酬等は、2012年６月27日開催の第８回定時株主総会にて、年額上限額の決議を行い、その範囲内で、監査役の協議により決定しております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
加　藤　　遥	当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。
大　庫　直　樹	同　上
檜　垣　誠　司	同　上
岩　井　重　一	同　上
小　澤　優　一	同　上

（注）1. 当社は、定款において社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の概要は上記のとおりであります。
2. 加藤遥氏の婚姻前の氏名は松山遥であります。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況	
加　藤　　遥	三井物産㈱ ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ ㈱レスターホールディングス	社外監査役 社外取締役 社外取締役
大　庫　直　樹	ルートエフ㈱ ㈱オリエントコーポレーション	代表取締役 社外取締役
檜　垣　誠　司	―	
岩　井　重　一	―	
小　澤　優　一	―	

（注）1. 三井物産㈱、㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ、㈱レスターホールディングス、ルートエフ㈱及び㈱オリエントコーポレーションと当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。
2. 加藤遥氏の婚姻前の氏名は松山遥であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会（監査役会）への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
加　藤　　遥	６年９ヶ月 (2013年 ６月就任)	【取締役会】 24回のうち23回に出席	取締役会にて、弁護士として、主に企業法務の専門的見地から必要な発言を適宜行っております。 また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、当社及び主な子会社の役員の選解任、役員報酬等に関する事項について有益な意見表明を行っております。

氏　　名	在任期間	取締役会（監査役会）への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
大　庫　直　樹	2年9ヶ月 (2017年 6月就任)	【取締役会】 24回すべてに出席	取締役会にて、外資系コンサルティング会社のパートナー（共同経営者）等を経て、企業経営者として、グローバルな視点と高い見識から必要な発言を適宜行っております。 また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社及び主な子会社の役員の選解任、役員報酬等に関する事項について有益な意見表明を行っております。
檜　垣　誠　司	1年9ヶ月 (2018年 6月就任)	【取締役会】 24回すべてに出席	取締役会にて、銀行持株会社の取締役兼代表執行役社長及び銀行の代表取締役兼執行役員として、企業経営に携わった豊富な知識・経験から必要な発言を適宜行っております。 また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社及び主な子会社の役員の選解任、役員報酬等に関する事項について有益な意見表明を行っております。
岩　井　重　一	7年9ヶ月 (2012年 6月就任)	【取締役会】 24回すべてに出席 【監査役会】 19回すべてに出席	取締役会及び監査役会にて、弁護士として、主に企業法務の専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
小　澤　優　一	6年9ヶ月 (2013年 6月就任)	【取締役会】 24回のうち23回に出席 【監査役会】 19回すべてに出席	取締役会及び監査役会にて、弁護士として、主に企業法務の専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

（注）　加藤遥氏の婚姻前の氏名は松山遥であります。

（その他の活動状況）
　各社外役員は、上記のほか定期的に「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」、「各所管部門長との意見交換」、「主要な子会社の取締役・執行役員との意見交換」、「主要な子会社の社外役員との意見交換」及び「主要な子会社の事業所等訪問」等の活動を行っております。

(3) 社外役員の意見

該当する事項はありません。

4 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	1,932,000千株
発行済株式の総数	633,000千株

(2) 当年度末株主数　220,668名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	46,342	7.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	35,235	5.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	21,360	3.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口７）	15,938	2.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	12,008	2.00
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	10,325	1.72
ＪＰモルガン証券株式会社	10,223	1.70
JP MORGAN CHASE BANK 385151	9,635	1.60
STATE STREET BANK WEST CLIENT — TREATY 505234	8,456	1.41
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	7,695	1.28

（注） 当社は、自己株式31,513千株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5 新株予約権等に関する事項

「5. 新株予約権等に関する事項」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/）に掲載しております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 臼倉　健司 指定有限責任社員 羽柴　則央 指定有限責任社員 竹澤　正人	188百万円	①報酬等について監査役会が会社法第399条第１項の同意をした理由 ・監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を受領し報告を受けたうえで、前期の監査の遂行状況、当該期の監査計画の概要・報酬見積りの算出根拠等を確認し審議した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。 ②非監査業務の内容 ・左記会計監査業務の報酬以外の報酬は国際財務報告基準に関する助言業務等に対するもので16百万円であります。

（注）1. 当該事業年度に係る報酬等の額は、会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査を区分していないため、その合計額を記載しております。
2. 当社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は445百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当する事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会で定めた会計監査人の評価基準に基づき、会計監査人の能力、組織及び体制、監査の品質、独立性等を総合的に勘案して評価を実施した上で、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合、もしくはその他適当と判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案する手続きを行います。

ロ　保険持株会社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実

該当する事項はありません。

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当する事項はありません。

8　業務の適正を確保するための体制

「８．業務の適正を確保するための体制」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/）に掲載しております。

9　特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
太陽生命保険㈱	東京都中央区日本橋二丁目７番１号	275,240百万円	896,719百万円
大同生命保険㈱	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目２番１号	363,053百万円	

10　親会社等との間の取引に関する事項

該当する事項はありません。

11　会計参与に関する事項

該当する事項はありません。

12　その他

該当する事項はありません。

＜ご参考＞取締役会の実効性評価と政策保有株式の考え方

【取締役会の実効性評価】

当社は、2019年度の取締役会全体（任意の指名・報酬委員会を含む）としての実効性に関し、取締役・監査役の自己評価（アンケート）およびインタビュー等をベースに、取締役会において分析・評価を実施いたしました。

アンケートの大項目は以下のとおりです。

（1）取締役会の機能　（2）取締役会の構成　（3）取締役会の運営　（4）社外役員に対する情報提供　（5）総合評価

当社の取締役会は、取締役会における議論に至るまでの事前取組みの充実、取締役会の運営改善等により、全体として概ねその役割・責務を実効的に果たしていると判断しております。

2018年度評価で課題と認識しました事項（ガバナンス強化のためのグループ経営におけるモニタリング機能の強化、指名・報酬委員会審議内容に係る説明、および取締役会での審議の深化・活性化のために更なる資料作成や説明の改善・工夫等）につきましては、概ね改善されております。

なお、取締役会の実効性を向上させる態勢整備について引き続き改善の必要性を認識しており、例えば、グループ一体経営の観点から、グループ経営戦略等の一層の議論の充実、指名・報酬委員会の更なる審議事案の検討および簡潔かつ分かりやすい資料の作成と説明の工夫等に取り組んでまいります。

本実効性評価等に基づき、監査等委員会設置会社への移行（※）も踏まえ、取締役会の監督機能および意思決定プロセスの更なる向上を図ってまいります。

※）6月25日（木）株主総会で決議されることを条件。

【政策保有株式の考え方】

当社グループでは、政策保有株式につきまして、計画を策定のうえ継続的に縮減に取り組んでおります。今後も株式市場等の状況を踏まえ、引き続き縮減を行ってまいります。

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針において、当社グループの上場株式の政策保有に関する方針や議決権行使についての考え方を次のとおり定めております。

1．当社グループは、上場株式の政策保有を行う場合、次の方針に基づくものとする。

（1）上場株式の政策保有を行う目的は、長期的・安定的な取引関係の維持・拡大を図ること、業務上の提携関係の維持・強化を図ること、並びに、株式価値の増大及び配当等の受領により中長期的な収益を享受するためとする。

（2）当社及び政策保有株式を有する当社グループ各社の取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証する。

（3）個別の政策保有株式の保有の適否の検証の結果、保有継続が適当でないと判断された政策保有株式は売却対象とし、政策保有株式の縮減を行う。

（4）当社グループにおける上記（2）（3）の検証の内容は、毎年、開示する。

2．当社グループは、適切な議決権の行使が相手先企業の健全なコーポレート・ガバナンス体制の確立や持続的成長を促すとともに、株主利益の向上に資する重要な手段と考え、政策保有株式について議決権を行使する。

3．前項の議決権の行使にあたっては、形式的な基準で判断するのではなく、相手先企業における経営判断を尊重しつつ、中長期的な視点での対話等を通じ、認識の共有を図る。なお、株主利益を損なうおそれがあると判断される場合には、議決権の適切な行使を通じて株主としての意思を表示する。

2019年度（2020年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	861,770	保険契約準備金	14,282,219
コールローン	35,669	支払備金	67,765
買入金銭債権	135,313	責任準備金	14,137,872
金銭の信託	970,622	契約者配当準備金	76,581
有価証券	12,021,505	代理店借	1,136
貸付金	1,697,539	再保険借	7,462
有形固定資産	380,633	短期社債	5,999
土地	214,604	社債	187,005
建物	158,460	その他負債	615,062
リース資産	1,232	役員賞与引当金	281
建設仮勘定	1,737	株式給付引当金	633
その他の有形固定資産	4,597	退職給付に係る負債	49,156
無形固定資産	30,789	役員退職慰労引当金	59
ソフトウェア	29,447	価格変動準備金	243,014
リース資産	172	繰延税金負債	56
その他の無形固定資産	1,169	再評価に係る繰延税金負債	4,899
代理店貸	666	負債の部合計	15,396,987
再保険貸	12,310	（純資産の部）	
その他資産	297,373	資本金	207,111
繰延税金資産	78,022	資本剰余金	125,316
貸倒引当金	△ 2,079	利益剰余金	603,589
		自己株式	△ 46,200
		株主資本合計	889,817
		その他有価証券評価差額金	262,593
		繰延ヘッジ損益	△ 2,381
		土地再評価差額金	△ 34,125
		為替換算調整勘定	37
		その他の包括利益累計額合計	226,124
		新株予約権	876
		非支配株主持分	6,332
		純資産の部合計	1,123,149
資産の部合計	16,520,137	負債及び純資産の部合計	16,520,137

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	**2,197,928**
保険料等収入	**1,753,508**
資産運用収益	**369,419**
利息及び配当金等収入	299,763
有価証券売却益	67,162
その他運用収益	2,492
その他経常収益	**75,001**
経常費用	**2,072,506**
保険金等支払金	**1,193,510**
保険金	363,062
年金	273,580
給付金	150,066
解約返戻金	339,448
その他返戻金	67,352
責任準備金等繰入額	**431,011**
責任準備金繰入額	430,993
契約者配当金積立利息繰入額	18
資産運用費用	**164,819**
支払利息	1,027
金銭の信託運用損	21,386
売買目的有価証券運用損	257
有価証券売却損	27,507
有価証券評価損	14,880
金融派生商品費用	58,172
為替差損	17,343
貸倒引当金繰入額	481
貸付金償却	34
賃貸用不動産等減価償却費	6,149
その他運用費用	17,020
特別勘定資産運用損	557
事業費	**212,453**
その他経常費用	**70,424**
持分法による投資損失	**287**
経常利益	**125,422**

科目	金額
特別利益	**4,038**
固定資産等処分益	3,392
国庫補助金	646
特別損失	**10,093**
固定資産等処分損	672
減損損失	803
価格変動準備金繰入額	7,916
その他特別損失	701
契約者配当準備金繰入額	**21,883**
税金等調整前当期純利益	**97,483**
法人税及び住民税等	**31,768**
法人税等調整額	**△ 1,425**
法人税等合計	**30,343**
当期純利益	**67,139**
非支配株主に帰属する当期純利益	**36**
親会社株主に帰属する当期純利益	**67,103**

2019年度（2020年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**23,537**	**流動負債**	**39,096**
現金及び預金	7,087	リース債務	3
前払費用	26	未払金	4,278
未収入金	15,519	未払費用	289
その他	904	未払法人税等	3,743
		未払消費税等	94
		預り金	592
		役員賞与引当金	85
		１年内償還予定の社債	30,005
		その他	4
固定資産	**873,182**	**固定負債**	**121,162**
		社債	120,000
有形固定資産	**235**	リース債務	5
		長期未払金	313
建物	210	株式給付引当金	633
器具及び備品	16	預り保証金	208
リース資産	8	**負債合計**	**160,258**
		（純資産の部）	
投資その他の資産	**872,946**	**株主資本**	**735,585**
		資本金	**207,111**
		資本剰余金	**470,046**
関係会社株式	756,477	資本準備金	89,420
		その他資本剰余金	380,626
		利益剰余金	**104,626**
関係会社長期貸付金	115,900	その他利益剰余金	104,626
		繰越利益剰余金	104,626
繰延税金資産	263	**自己株式**	**△ 46,200**
		新株予約権	**876**
預託金	306	**純資産合計**	**736,461**
資産合計	**896,719**	**負債・純資産合計**	**896,719**

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**45,809**
関係会社受取配当金	41,234
関係会社受入手数料	3,863
関係会社貸付金利息	711
営業費用	**3,501**
販売費及び一般管理費	3,501
営業利益	**42,308**
営業外収益	**160**
受取利息	30
未払配当金除斥益	124
その他	5
営業外費用	**1,136**
支払利息	657
社債発行費	474
その他	5
経常利益	**41,332**
税引前当期純利益	**41,332**
法人税、住民税及び事業税	**79**
法人税等調整額	**△19**
法人税等合計	**59**
当期純利益	**41,272**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

株式会社T&Dホールディングス
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	臼　倉　健　司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　柴　則　央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹　澤　正　人

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社T&Dホールディングスの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T&Dホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又

は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

株式会社T&Dホールディングス
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	臼　倉　健　司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　柴　則　央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹　澤　正　人

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社T&Dホールディングスの2019年４月１日から2020年３月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判

断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告書に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、その構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）への対応等について報告を受け、監査体制の強化をはじめとする監査の品質確保に向けた具体的な取組みについて、説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

①　事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月19日

株式会社T&Dホールディングス 監査役会

常勤監査役　矢内淳一　㊞

常勤監査役　寺岡康夫　㊞

監査役　岩井重一　㊞

監査役　小澤優一　㊞

(注) 監査役 岩井重一及び監査役 小澤優一は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル　本館５階「コンコードボールルーム」

電　　話　03-3344-0111（代表）

交通機関のご案内

Ｊ　Ｒ

「新宿駅」
西口 徒歩７分

京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線・都営新宿線

「新宿駅」
徒歩７分

都営大江戸線

「都庁前駅」
Ｂ１出口すぐ



※当日は駐車場の混雑が想定されますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT　見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK　本紙は、植物油インキを使用しております。